

奈良県営住宅を活用した 留学生向け宿舎に関する募集要領

令和8年10月

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局住宅課

1 事業の目的

県営住宅の空き住戸について、学校法人等から提案を募り、留学生向け宿舎として活用することにより、留学生の安定的な住居の確保、県有資産の有効活用、収入確保及び団地コミュニティの活性化を図ります。

2 公営住宅の目的外使用について

公営住宅は、所得が低い方々を対象に、健康で文化的な生活を営むための住宅を提供するものであり、目的外使用は、本来入居者の入居を阻害せず、適切かつ合理的な管理に支障がない範囲内での使用が原則となります。

また、空き住戸の目的外使用をするためには、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、国の承認を得る必要がありますが、留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認は簡素化が認められており、県による目的外使用許可日から 1 ヶ月以内に国へ事後報告することをもって、国の承認があったものとして取り扱われます。

3 使用許可の条件

（１）使用許可

本事業は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に規定する行政財産の使用許可（以下「使用許可」という。）により、行うため、実施に当たっては、本県に対して使用許可申請を行い、使用許可を得る必要があります。

なお、使用許可手続については、応募申込書受領後、別途ご案内します。

（２）許可条件

- ① 留学生向け宿舎として県営住宅を活用すること。
- ② 団地自治会が行う諸活動に協力すること。
- ③ 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ・ 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又は、その構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にある事業
 - ・ 公序良俗違反、その他社会的な非難を受けるおそれのある事業
 - ・ その他、知事が不適當であると認める事業

(3) 許可取消事由

- ① 奈良県営住宅条例（昭和 39 年 4 月奈良県条例第 2 号。以下「条例」という。）、奈良県営住宅条例施行規則（昭和 39 年 4 月奈良県規則第 1 号。以下「規則」という。）、募集要領、誓約書、使用許可書の許可条件を遵守しないとき。
- ② 応募者資格の要件を欠いたとき。
- ③ 県が許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- ④ コンクリート壁など構造躯体に対し、改変等を行ったとき。
- ⑤ 偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- ⑥ 使用者が奈良県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月奈良県条例第 35 号）第 2 条第 3 号に掲げる暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

(4) 使用許可期間

使用許可の期間は、県営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で 1 年を超える期間を設定することが可能です。

(5) 使用料・費用負担

- ① 使用料は、条例第 40 条の規定を準用し、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。
- ② 使用者は、使用料を毎月末日（月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日）までに納付してください。なお、新たに県営住宅の使用を許可した場合又は県営住宅を明け渡した場合においては、その月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の使用料は日割計算によるものとします。
- ③ 駐車場使用料は、条例第 48 条の 6 第 3 項の規定を準用します。
- ④ 使用者は、駐車場使用料を毎月末日（月の中で明け渡した場合は、明け渡した日）までにその月（1 月未満の端数がある場合においては、14 日以下は切り捨て、15 日以上は 1 月とする。）分を納付してください。
- ⑤ 費用負担の詳細は、別紙 1 をご確認ください。

(6) その他留意点

- ① 使用物件は、「現状有姿渡し※」での使用許可となります。
※「現状有姿渡し」とは、使用する物件を現状のまま引き渡すことです。
- ② 使用物件の修繕・改修等については、使用者の負担により実施してください。なお、住戸内の改修については、建築物の構造に影響を及ぼさない範囲内で自由に改修を行うことを可能としますが、構造躯体や共用部分の給水・排水管の改変は不可です。
- ③ 使用許可終了時には、原状回復の上、県に返還してください。なお、原状回復については、原則として別紙 2 に定める区分のとおり、実施してください。ただし、県が別に認める場合は、この限りではありません。

- ④ 改修を実施する前に、事前に県に対し、改修内容が分かるものを提出するほか、改修により、騒音、振動等が生じるおそれがある場合には、指定管理者と調整の上、他の入居者に事前に周知してください。
- ⑤ 使用物件の団地自治会には、原則加入し、自治会費（共益費を含む。）を負担してください。また、入居者や自治会等と良好な関係を構築するよう、努めてください。
- ⑥ 事業の実施に当たっては、使用者が主体的に団地自治会や近隣住民等への説明を行ってください。
- ⑦ 使用者は、条例、規則を遵守し、使用許可の条件に基づき、住戸の維持管理等を適切に実施してください。
- ⑧ 事業の実施において、各種法令の遵守し、必要な届出や許認可等は使用者の責任の基で手続をしてください。

4 応募者の資格

本募集に応募できる団体は、次に掲げる要件を満たす団体とします。

（１）次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 大学又はこれに準ずる機関
- ② 高等専門学校又は専修学校
- ③ 学校法人（準学校法人を含む。）
- ④ 日本語教育機関（出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成 2 年法務省告示第 145 号）に掲げる機関に限る。）

（２）次の各号の全てに該当すること。

- ① 県内に学校、教育機関等を有していること。
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とした使用者でないこと。
- ③ 県税を滞納していないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又は、その構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）の統制の下にないこと。
- ⑤ 公序良俗違反、その他社会的な非難を受けるおそれのある使用者でないこと。

5 対象団地・空き住戸の概要

対象団地・空き住戸の概要は、別紙3のとおりです。

なお、本募集で活用する空き住戸は、老朽化などにより修繕等に多額の費用を要する場合も含まれております。住戸内の修繕等は、使用者自ら行っていただきますので、必ず申込前に空き住戸の現状確認を行ってください。

6 空き住戸の現状確認

申込の前には、下記連絡先へ連絡の上、空き住戸の現状確認を必ず行ってください。

〈連絡先〉

奈良県まちづくり推進局住宅課総務管理係 TEL：057-000-7055

7 申込方法

空き住戸の現状確認を必ず行って頂いた後、下記のとおり申込を行ってください。

なお、申込は、受付順です。

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（第1号様式）
- ② 登記簿謄本（法務局発行のもので、発行後3ヶ月以内のもの）、定款、会社概要等（法人の場合）
- ③ 団体の設立趣意書又はそれに代わるもの（法人以外の団体の場合）
- ④ 県税に滞納がないことの証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑤ 誓約書（第2号様式）

(2) 受付期間

随時

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（平日のみ）

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県まちづくり推進局住宅課総務管理係

8 事務手続フロー

